



環 評 審 第 18 号  
令和4年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 宮城 邦治



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査  
報告書の審査について (答申)

令和4年7月4日付け沖縄県諮問環第5号で諮問のあったみだしのことについて、別  
添のとおり答申します。



## 那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査報告書 に対する答申

那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、土地区画整理事業により道路を整備するとともに、宅地及び公園並びに雨水排水施設等に必要な造成工事を行い、返還地の計画的な開発整備を推進することを目的としている。

本事業実施区域は、米軍の住宅や倉庫等として使用されていたことから、過去に土地改変が行われた場所もあるが、枯れ谷地形のイシジャーやガジュマルーハマイヌビワ林、西側の湿地性植物、喜友名の湧水群、斜面部分のまとまった緑地が残存しており、事業者はこれらを保全する土地利用計画を策定している。

本事業は、イシジャーを含む非改変区域における動植物の生息・生育環境の保全、湧水への影響を回避、低減することが特に重要であることから、環境影響評価書に示した環境保全措置、事後調査を実施させ、その結果必要となる環境保全措置を講じさせること。

### 記

#### 1 陸域植物について

##### (1) 重要な大型藻類について

事業者は、重要な大型藻類の事後調査の結果、「周辺植生の繁茂などで光環境が悪化し、大型藻類の生育が難しい環境になっている場所もあることから、光環境の改善のために、草刈りなどを定期的実施することが望まれる。」としているが、定期的な維持管理は、将来にわたっても実施される必要がある。ついては、定期的な維持管理の実施の有無を確認させ、実施できない場合は、環境影響評価書に示した移植計画など他の環境保全措置を実施させること。

##### (2) 移植計画、外来種除去計画、植栽計画について

環境影響評価書に示した移植計画、外来種除去計画、植栽計画について、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行わせ、よりよい計画とさせること。また、見直した各計画は、事後調査報告書に記載させること。

#### 2 陸域動物について

事業者は、「林内が明るくなったことにより、乾燥化が進み、昆虫類と陸産貝類の確認種数・個体数の減少が進行していることから、林内の乾燥化を防ぐため、当面は防風柵等を設置したうえで、新規林縁部や林冠開放部の緑化計画を検討し、緑化を実施する。」としており、防風柵等を設置しているが、緑化の効果が現れるのに一定の時間を要することから、早期に緑化を実施させること。

### 3 その他

#### (1) 石灰岩堤 No5 について

本審査会の現地調査において、「法面勾配を急にし、可能な限り切土による損傷面積を減じた石灰岩堤 No5 の箇所で、崩積土が確認された。安定勾配を確保するため、法面勾配を緩くする必要がある。」と事業者より説明があった。評価書で示した石灰岩堤 No5 の分布範囲、講じる環境保全措置の範囲に変更が生じることから、沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の15(2)アに基づき、変更後の石灰岩堤 No5 の分布範囲、環境保全措置の範囲、変更後の環境保全措置についての検討結果を事後調査報告書に示させること。

#### (2) 公園緑地計画について

公園緑地計画は、「本地区西側の斜面部分に喜友名泉（チュンナーガー）があり、この斜面部分と埋蔵文化財を活かした公園及びイシジャーの自然地形を活かした公園の整備を区画整理事業においては行わず、公園整備事業として行う。」としている。

公園緑地ゾーンである本事業実施区域西側やイシジャーでは重要な動植物が多数確認されており、本審査会の現地調査において湧水無名泉でタウナギの稚魚を確認したことから、重要な動植物への影響を回避、低減する公園緑地計画とする必要がある。

については、公園整備事業の担当部署へ重要な動植物の生息生育に関する情報を提供させ、公園整備事業における環境配慮に協力させること。